

①

2022年2月に実施した香害をなくす連絡会と5省庁面談後に進展したことはありますか。

(答) 現在の5省庁連名ポスターについて、2022年6月に自治体の衛生主管部局、保育主管部局、介護保険主管部局に対して、関係施設等への情報提供を依頼したところです。また、日本チェーンドラッグ協会に対しても、活用を依頼したところです。

②

2022年2月以降、香害をなくすための5省庁連絡会議の開催回数(日時)とその内容を教えてください。

(答) 5省庁の担当者会議は開催しておりませんが、関係省庁とは随時メールや電話にて情報の共有を図っています。

1.

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」により、香害をもたらす製品を規制してください。

*洗剤・柔軟剤・消臭除菌スプレー等による健康被害について、同法第6条の2により当該家庭用品の回収、その他被害拡大防止のために必要な応急の措置を取り、新たな有害物質の指定、対象家庭用品の見直しをお願いします。

(答) いわゆる「香害」については、現時点では原因や病態、発生機序等が不明であり、その原因を解明するためには、まずは病態がどのようなものであるか明らかにする必要があると考えています。

厚生労働省としては、引き続き関連する知見の収集に努めてまいります。

2.

家庭用品に含まれる香料などの化学物質がもたらす健康被害の原因究明、調査研究をしてください。

*前回の要望以降の新たな知見をご教示います。また「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」においても、香害を念頭に置いて、解決に向けての取り組みをお願いします。

(答) 現在、厚生労働科学研究において、化学物質過敏症も含む種々の刺激によって多様な症状をきたす疾患に共通していると考えられる「中枢神経感作」(※1)と呼ばれる病態の解明に関する研究(※2)が進められています。

(※1) 中枢神経感作とは中枢神経の過興奮による神経生理学的な状態を示す。

(※2) 厚生労働科学研究 難治性疾患等政策研究事業

・「種々の症状を呈する難治性疾患における中枢神経感作の役割の解明と患者ケアの向上を目指した複数疾患領域統合多施設共同疫学研究」(令和2年度～4年度) 研究代表者：小橋 元 獨協医科大学

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/157299>

また、シックハウス検討会においては、これまでも建材だけではなく家庭用品から放散される化学物質も含めて室内濃度指針値について検討してきたところです(例：衣類の防虫剤等に含まれるパラジクロロベンゼン)。ただし、原因と考えられる化学物質を除去するとシックハウス症候群は改善するのに対して、化学物質過敏症では症状が続くなど、両者は異なる点もあるとされています。

3.

徐放作用のあるマイクロカプセル類を家庭用品に配合する問題点を明らかにするとともに、カプセル素材の安全性を検証し、微粒子としての吸入リスクの調査研究もしてください。

*前回の要望以降の新たな知見をご教示います。

(答) 前回要望を踏まえ、業界団体にヒアリングを行ったところ、業界団体からは、マイクロカプセル素材は化審法の高分子フロースキームに則って評価する等、適切に管理しており、また、マイクロカプセルの大きさから、肺の奥まで入り込むことは考え難いと聞いております。引き続き、業界団体から情報収集に努めてまいります。

4.

第四級アンモニウム塩を含む製品のリスクを評価し、規制を検討してください。

* 抗菌作用を得るために、エステル型ではない第四級アンモニウム塩（塩化ベンザルコニウム等のアルキルアンモニウム塩）を含む家庭製品があります。新型コロナ流行により、第四級アンモニウム塩を含む洗浄剤が消毒用に使用されているほか、抗菌消臭製品が増え、においては弱くとも健康被害を訴える人が増加しています。前回の要望以降の新たな知見をご教示います。

(答) 前回要望を踏まえ、業界団体にヒアリングを行ったところ、洗浄剤等によく使用される塩化ベンザルコニウム塩は、揮発性有機化合物と異なり揮発しにくい成分であり、吸入による健康被害は想定しにくいものです。

5.

被害実態に合わせて、5省庁連名ポスターを改訂し、貴省が所管する、医・薬、保育・介護関係の諸機関、並びに、労働安全衛生の観点から、都道府県労働局長を通じ、全国の事務所・事業所にもポスターを周知してください。

(答) 現在の5省庁連名ポスターについては、令和4年6月に自治体の衛生主管部局、保育主管部局、介護保険主管部局に対して、関係施設等への情報提供を依頼したところです。

ご指摘のような、主として一般消費者の生活の用に供される製品については、労働安全衛生法の規制対象としていないことから、ご要望されている労働局長から事業場へポスターの内容を周知することは困難です。

6.

貴省職員から香料自粛を進めてください。

* CDC (アメリカ疾病対策センター)では職員への香料自粛を要請しています。北米では、公共の場での香料製品の使用を自粛し、無香料の場にする「フレグランス・フリー・ポリシー」を掲げ、関係者に遵守を呼びかけている地方自治体、学校 病院などが相当数知られています。

(答) 厚生労働省においても職場に5省庁連名ポスターを掲示し、啓発の取り組みを進めているところです。